

# 審 査 基 準

平成28年 6 月23日作成

法 令 名 :	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 拠 条 項 :	第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要 :	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先） :	京都府公安委員会
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	14日
申 請 先 :	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先 :	生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考 :	